

尾張旭市選挙管理委員会（平成31年第13回）会議録

- 1 開催日時
平成31年4月13日（土）
開会 午前10時
閉会 午後10時8分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 3階 302会議室
- 3 出席委員
委員長 日比野美次
委員 森賀則、加藤隆広、戸谷都江
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
書記長 大内裕之、係長 齋場智充
- 7 議題
第74号議案 選挙人名簿の登録について
第75号議案 選挙人名簿の登録の抹消について
第76号議案 選挙期間中における選挙人名簿の登録の抹消について
- 8 会議の要旨

書記長	定刻になりましたので、ただいまから第13回選挙管理委員会を開催いたします。 本日は、尾張旭市議会議員一般選挙関係の議案3件でございます。 ご審議のほどよろしくお願ひいたします。 それでは、委員長お願ひします。
委員長	改めましておはようございます。 (委員長あいさつ)

	<p>それではまず、次第の2「会議録について」でございます。 第7回～第12回の会議録を、議案とあわせて配布していますが、訂正等がありますか。</p>
委員	(なし)
委員長	<p>それでは会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したいと思います。</p> <p>それでは、早速次第の3「議事」に入らせていただきます。</p> <p>第74号議案「選挙人名簿の登録について」、第75号議案「選挙人名簿の登録の抹消について」は関連がありますので、一括して事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>それでは第74号議案、第75号議案につきましては、それぞれ関連がございますので、あわせてご説明いたします。</p> <p>はじめに、第74号議案「選挙人名簿の登録について」でございます。公職選挙法第22条第3項の規定により、選挙人名簿の選挙時登録を行うものでございます。</p> <p>それでは、議案の被登録資格者をご覧ください。今回の登録は、平成31年4月13日を登録基準日及び登録日とし、平成31年3月28日の愛知県議会議員一般選挙の選挙時登録以降の該当者について行うものでございます。</p> <p>まず、被登録資格につきましては、公職選挙法第21条第1項の規定のとおり、年齢要件として市の区域内に住所を有する年齢満18年以上の日本国民であること、また、住所要件として、住民票が作成された日から引き続き3か月以上、本市の住民基本台帳に記録されている者となっております。</p>

	<p>すなわち、今回新規に登録される方は、年齢要件が平成13年4月9日から平成13年4月22日までの出生者、住所要件が、平成30年12月29日から平成31年1月13日の転入者ということになります。</p> <p>次に第75号議案「選挙人名簿の登録の抹消について」は同法第28条の規定により、選挙人名簿に登録されている者について、抹消しなければならない事由に至ったものを、選挙人名簿から抹消するものでございます。</p> <p>今回の抹消は、平成31年3月28日の登録の抹消以降の該当者について行うものでございます。登録を抹消される事由としては、同法第28条の規定により、死亡又は日本国籍を失ったことを知ったとき及び市外へ転出後4か月が経過したとき等が抹消事由となっております。</p> <p>このため、今回抹消される方は、平成31年4月7日から平成31年4月12日までの死亡者又は国籍喪失者と、平成30年12月7日から平成30年12月12日までの市外への出者でございます。</p> <p>次に、本日配布させていただいた選挙時登録内訳をご覧ください。本日の登録内訳を示しています（表を説明）。</p> <p>また、参考として投票区別の選挙人名簿登録者数一覧を添付していますので、ご覧いただければと思います。</p> <p>第74号議案及び第75号議案の説明については以上でございます。</p> <p>それでは、選挙人名簿の登録者名簿と抹消者名簿をお返ししますので、確認をお願いします。</p>
委員	<名簿確認>

委員長	では、第74号議案及び第75号議案について、何かご質問等はございませんか。
委員	(なし)
委員長	ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第74号議案及び第75号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第74号議案、第75号議案は可決されました。 次に、第76号議案「選挙期間中における選挙人名簿の登録の抹消について」事務局より説明願います。
事務局	<p>第76号議案「選挙期間中における選挙人名簿の登録の抹消について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第43条の規定により、期日前投票を行おうとする日に選挙権を有しないものは投票することができないものとされておりますので、同法第28条の規定に基づき、選挙期間中に、死亡者または国籍喪失者、転出後4か月を経過した者について、日々、経過する毎に抹消を行おうとするものでございます。</p> <p>具体的に申し上げますと、尾張旭市議会議員一般選挙に関し</p>

	<p>ましては、基準日が4月13日であり、選挙時登録の際に、平成30年12月12日までの転出者は抹消されます。</p> <p>選挙期間中は、平成30年12月14日から平成31年1月14日までに転出された方が転出してから4か月を経過することになり、理論上は毎日選挙管理委員会を開催して、抹消の議決をいただくこととなります。しかしながら、毎日選挙管理委員会を開催することは事実上困難であるため、あらかじめ「抹消事由に該当するに至った選挙人を選挙人名簿から抹消する」といった議決を行うことが認められております。本議案の議決をいただくことで、選挙期間中に死亡及び国籍喪失者や転出4か月を経過した方を日々名簿から抹消しながら期日前投票を行うこととなります。</p> <p>第76号議案の説明は以上です。</p>
委員長	<p>では、第76号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第76号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第76号議案は可決されました。</p>

	<p>本日の議題は、これですべて終了しましたが、事務局から何かありますか。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成31年4月14日（日） 午前8時30分から 尾張旭市議会議員一般選挙立候補受付について概略説明 ○ 次回日程確認 平成31年4月14日（日） 午後5時15分から 302会議室
委員長	<p>それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。</p>